

日本と中国で生糸検査所の成果がなぜ異なったのか？

——戦前期の検査所をめぐる慣行や観念を中心に——

四方田 雅 史

(静岡文化芸術大学専任講師)

はじめに

本稿は、戦前期に日本と中国でともに設立された生糸検査所の設立過程の分析を通じて、両国に存在した制度や経済秩序の違いを検討するものである。⁽¹⁾ 生糸は日本・中国が世界市場で競合する主要輸出品であった。周知の通り、生糸の輸出货量で、当初は中国が優位にあったが、一九〇九年以降、日本が中国に対して優位に立ち、その後さらに差が広がった。

生糸検査所は、日本では一八九六年に設立されたが、検査件数が増加しそれなりの成功を収めた。それに対し、中国では、広東で一八九〇年に開設されたようであるが、効果を挙げられず、すぐに閉鎖となった。本格的な検査所は上海で一九二二年に開設されたが、後述するように、政府が検査を強制する一九二九年以前には

検査件数が順調に拡大することはなかった。

日本の輸出品検査は、検査主体が国、府県、組合とそれぞれ異なっていたものの、一九三〇年代までに、中小工場が主体の輸出産業でほぼ導入され、最盛期には輸出品の四割が検査を経て輸出されていたと言う。⁽²⁾戦間期は日本経済にとって輸出品検査の全盛期と言つてよい。その端緒が生糸検査所・花筵検査所であった。他方、中国でも生糸検査所は、綿花の検査とならんで輸出品検査の端緒であったが、最終的に輸出品検査の本格的導入は一九三〇年代まで遅れることになった。それを反映してか、中国の製糸業に関する文献でも生糸検査所の説明はきわめて簡潔である。たとえば、以下の記述を引用しよう。

「万国検査所はある種の標準化を課そうと試みたが、それでも商業慣行に手をつけることはできなかった。(生糸検査を含めた——引用者)これらの改革はすべて生糸貿易が行われていた根底の経済構造に焦点を当てることができなかった。⁽³⁾」

本稿は、生糸検査所それ自体の役割・機能ではなく、日本と中国で検査所の実績が異なっていた要因として、それを取り巻く環境や制度を中心に検討するものである。ノース(D. C. North)の言を借りれば、制度とは公式的制約(formal constraint)と非公式的制約(informal constraint)とから構成され、公式的制約である検査所の成否は、さまざまな慣行や経済観、広く言えば「文化」などの非公式的制約の影響を受ける。⁽⁴⁾検査所が実際にどのような効果を発揮するかについては、それを取り巻いている補完的、もしくは競合的な諸制度との関係性が関わってくる。そのうち、生糸という商品にともなう産業特有の要因にくわえ、日本と中国の間にあるような国ごとの違いも考えられる。後者は生糸以外の諸産業にも共通する違いであろう。本稿は、この二つを軸に、検査所の成果が対照的であった原因を究明することを目的とする。

一 生糸検査所とは何か？

生糸検査所は、日本と中国だけではなく世界各国に設立された。その端緒は一七五〇年にトリノに設けられた私営検査所であったと言われる。その後、検査所は公営になりつつ、リヨンやサンティエンヌなど各地に設置された。この動きは主要輸出国になった日本と中国にも及び、両国が生糸輸出を拡大させる過程で日本（横浜）・中国（上海）に検査所が設立されることになったのである。

このように欧州各地や東アジアで生糸検査所が設置されたのは、生糸という商品の特殊性に起因する。生糸は水分を含みやすく、湿度によって重量が異なるため、取引単位となる重量を測定する統一基準が円滑な取引を行う上で不可欠であった。そのため、試行錯誤を繰り返しながら、検査基準が整備され、その後、重量検査のみならず、織度・類節・切断などにも検査範囲が拡張していったのである。

繭の品質や製糸工の技能などから、生糸の品質が多様になるため、生糸取引には「情報の非対称性」が生じることになった。たとえば外国商が検査権を持つ場合、買い手は情報を持つが、売り手は情報を持たないため、逆選択などの問題が生じうるし、実際に起きたのである。それに対処するため、アカロフ (G. Akerlof) が言うとおりの問題⁽⁵⁾を解決するための counterinstitution が不可欠となる。生糸検査所はその一つと位置づけられる。それ以外にも、製糸業者の商標や輸出商側の検査・商標など、多様な counterinstitution があろう。生糸検査所はそうした制度群の一部を構成しており、それら諸制度間の関係も考慮に入れる必要がある。

この検査は科学的根拠に基づくものであり、その点では各国間で大差はない。しかし、その検査を必要と認

識したかどうかは、各国の事情や輸出生糸の属性などが影響する。まず、日本と中国が検査所を導入するまでの過程をそれぞれ追うことにしよう。

二 日本と中国における生糸検査所の設立過程

1 日本の場合

日本では生糸検査所は一八九六年に設立されたが、突如として設立されたわけではない。そこには設立に至る前史があった。周知のとおり、生糸は幕末開港期から日本の主要輸出品であった。しかし、日本側は、当時、海外の需要に精通しておらず、さらに輸出拡大に刺激されて製糸業者が多数参入したため、「粗製濫造」が頻発した。その解決策として、早くも明治元年には明治新政府が蚕種・蚕糸改所を江戸に設け、その後、一八七三年には生糸製造取締規則を發布して、印紙貼付を通じて品質改善を試みたが、結果が伴わなかった。その代わりに当業者の自発的組織として生糸改会社が設立され、ここでは品位の低下、それによる「名品の声価」失墜が既に問題視され、それを根拠に検査の必要性が提唱されていた⁽⁶⁾。しかし、この改会社も、民間組織であったために検査逃れが頻発したり、検査料が高いために私腹を肥やしているとの疑念が生じたりするなど、さまざまな問題に直面した。結果的に改会社は廃止されることになったが、こうした一連の動きが検査所設立につながったことは確かであろう。

このように検査所を設立する機運が政府・業者内に熟してきたと考えられる。それを加速させた動機が直輸出の奨励であった。その根拠として、売込商の団結力が弱いために日本商のほうが外国商より弱い立場にある

ことにくわえ、やはり生糸の品質低下も取り上げられた。当初、生糸の品質低下に対応して外国商が検査する権限を握り、それを悪用して外国商の立場をさらに強くしたと言われる^⑦。その後、対外貿易を外国商主導から内国商主導に変えることが国民的課題になっていく。外国商に対する優位を獲得するためには、日本側は、直輸出商社を育成するとともに、不正取引や品質の悪化を防ぐため、生糸を検査する制度が必要であるという認識も広がっていった。

そのうち、失敗したものの、代表的なものが連合生糸荷預所事件であろう^⑧。橋本実也はこの試みについて「趣旨に於ては従来の商習慣に於ける因襲を除き外商の跋扈を抑へて商権の回復を主願としたものである、其の標榜する綱領の要点は店頭区々の取引を排し一大中心市場を造つて堂々と対等公平なる取引を行ひ、生絲検査も従来の買方一方の検査に任ぜず、先づ売方たる荷預所に於て検査し之を標準とすること、完全なる倉庫を創立し以て生絲の保管に欠ぐる所無からしめ、金融の円滑を計るべく生絲を担保に貸付業務を行ひ、投売、売崩の弊を矯めんとする等可なり進歩的な考であつた^⑨」と積極的に評価している。この事件は、外国商の強い反発で頓挫したものの、日本商の商権・検査権掌握、外国商優位の取引是正、生糸の品質改善が三位一体となつて、荷預所や生糸検査が必要とされる要因となつたと言える。「店頭区々の取引を排し一大中心市場を造つて堂々と対等公平なる取引を行」うとあるように、「区々の取引」を廃止すること、公平な市場構築や連合生糸荷預所の試みが結びついていたことも窺える。

当時の有識者も生糸検査所設立を提唱する際に同じ根拠を示していた。その代表的人物である今西直次郎は五つの理由、すなわち①日本産生糸の信用を永遠に維持すること、②外国商が商権を握っているため、彼らに売約後に口実を設け破談にされても、検査所がなければ、その曲直を判断することができなかったこと、③生

糸の乾濕など、取引上の円滑を図ること、④繭質や糸質に対して学理上、經濟上の試験を必要とすること、⑤生糸検査所を通じ、生糸に関する情報（商勢や需要動向）を集められること、を挙げている。⁽⁹⁾①については、生糸改会社と同様で、業界全体として「日本産の信用」を重視することが検査所を必要とする根拠になっていた。日本産の「信用」を重視するとすれば、個別の努力だけではなく、業界全体の努力も必要とするからである。②は連合生糸荷預所事件の際にも指摘された点であり、④と⑤は情報の共有化とも呼べる目標であり、その後の生糸検査所や取引所の性格を暗示している。

生糸検査所自ら「本邦に於ても亦た此例に倣ひ生糸検査所を設け之れに依て以て生糸貿易の發展を期せんと意向は官民の間に漸く唱導せらるゝに至れり⁽¹⁰⁾」と高く評価しているが、以上の展開を追うと、あながち過大評価しているとは言えまい。中国との比較で言えば、生糸検査所は「内発的」に「内圧」から導入されたことが言えよう。

2 中国

中国では、広東で一八九〇年に生糸検査所が設置されたとの記述があるが、ほとんど成果を挙げられず、すぐに廃止されたと言われている。この広東の検査所も、一九二〇年に上海に設立された検査所と同様で、外国商の要請にもとづいて設置されたようである。

生糸検査所設立の契機はアメリカ側からの要請にあった。アメリカの生糸輸入業者は、アメリカ市場における日本産生糸の独占的地位を憂慮し、生糸検査所を設けて中国産生糸の輸入を拡大することによって、日本の独占状態を緩和しようとしたためであった。当時アメリカが輸入した生糸のうち、約九〇％は日本産であり、

中国産は一〇%程度にすぎなかった。逆に中国の生糸輸出先はアメリカ・ヨーロッパ・インドに分散しており、日本のようにアメリカに集中する構造になっていなかった。

上海における生糸検査所の設立は、一九二〇年春に上海で会談が開かれた際、本格的議論の俎上に上った。一九二一年二月に中国代表团が International Silk Exposition を訪れた際に詳細な計画が策定され、最終的に一九二二年六月二六日、「上海万国検査所」が正式に発足したのである。外国商が主導した点は内国商が主導した日本と対照的であった。そこで、米国絹糸業者視察団に関する外務省の報告からその設立意図を引用しておこう。

「現在ニ於ケル支那產生糸ハ頗ル多種多様ナルヲ以テ今後之ヲ統一スル為ニハ生絲検査所ヲ設立スル必要アリ」⁽¹²⁾ アメリカ側は、中国產生糸が多様であるため、その品質を統一するためにも検査所を必要とした。アメリカ市場では、すでに一九二〇年代にはストッキングの需要が拡大し、その原料として均質な生糸を必要とした。そのため、検査所の設立はアメリカ側の需要に呼応していた。中国の製糸業界も急成長するアメリカ市場への参入を期待し、そのためには欧州中心の販路構造を変更しなければならなかったが、そこでは欧州向け生糸を前提とした商慣行や品質と齟齬が生じる可能性があった。日本との違いは、生糸検査所の設立に国内的要因より国外的要因のほうが重要であったことにある。中国の生糸検査所は、いわば「外圧」によって、「外生的に」設立されたと言える。このような対照的な設立過程がその後の展開にも影響を及ぼすことになったのである。

三 両国における生糸検査所の展開 ——数量的把握

その後、生糸検査所の展開は顕著な違いを見せていく。横浜の生糸検査所の利用は設立後五・六年で普及したのに対し、上海の検驗所の利用は遅々として進まなかったのである。

まず、日本の生糸検査所の利用状況を表したのが表1である。検査件数と輸出货量を対比できるようにしたが、残念ながら検査件数と輸出货量では単位が異なるため直接比較することはできない。しかしそれらの推移を重ねあわせてグラフにした図1を見ると、内外商間のトラブル防止を図る取引協約が締結された一九〇〇年前後に、検査件数が輸出货量に比べて急増し、一九〇二年あたりを境に両者の間の変化方向に強い相関が見られることが分かる。実は、内外商間協約と軌を一にして両者間の相関が強まったことは、輸出货量の相当部分が生糸検査所によって検査されるようになったことを示している。ま

表1 日本における外国商と内国商の検査請求件数と輸出货量

	検査請求件数					生糸輸出货量 (単位：斤)				
	内国商	同比率	外国商	同比率	計	内国商	同比率	外国商	同比率	計
1896	960	98.16	18	1.84	978	743,480	18.97	3,175,514	81.03	3,918,994
1897	1,732	70.64	720	29.36	2,452	1,126,401	16.28	5,793,460	83.72	6,919,861
1898	2,735	58.84	1,913	41.16	4,648	1,201,093	24.83	3,636,236	75.17	4,837,329
1899	5,992	67.65	2,866	32.35	8,858	1,761,015	29.61	4,185,896	70.39	5,946,911
1900	5,784	61.41	3,634	38.59	9,418	1,404,057	30.32	3,226,846	69.68	4,630,903
1901	8,065	25.28	23,836	74.72	31,901					8,697,706
1902	18,491	32.35	38,667	67.65	57,158					8,078,166
1903	21,822	38.99	34,149	61.01	55,971					7,315,531
1904	25,771	36.51	44,810	63.49	70,581					9,658,582
1905	23,513	38.85	37,012	61.15	60,525					7,241,900
1906	35,325	43.74	45,433	56.26	80,758					10,383,605
1907	34,172	45.78	40,468	54.22	74,640					9,354,361
1908	46,442	47.52	51,281	52.48	97,723					11,521,795
1909	52,070	47.57	57,394	52.43	109,464					13,469,406
1910	55,525	43.20	72,991	56.80	128,516					14,846,175
1911	51,965	44.28	65,398	55.72	117,363					14,456,047

出所：『横浜生糸検査所六十年史』；『大日本外国貿易年表』各年版

た、商館別でみた輸出量と検査申請数との相関係数も、一八九七年には〇・二台であつたが、一九〇一―〇三年には〇・七―〇・八へと上昇した。⁽¹³⁾ 生糸を多く輸出した商館は、申請する検査件数も多くなるという傾向が強まり、検査に出される頻度が大きくなったことを意味しよう。

当初、生糸検査所は主に内国商に利用された。一九〇〇年以前は、内国商の検査件数の方が外国商のそれを上回っていた。生糸輸出の内国商取扱比率と比較すると、一九〇〇年までは外国商の輸出比率の方が七〇%前後と高いにもかかわらず、検査件数は対照的に内国商の方が多かったのである。生糸検査所は直輸出商や売込商の主導によって設立されたことを述べたが、当初の利用率は、検査所が彼らの要請から設立されたことを裏づけている。さらに具体的な統計を引用すると、一八九六年八月から一八九七年四月までに検査された生糸一三五九件のうち、直輪会社六二八件、売込商四九八件、蚕糸取引所八五件、製糸家八五件、外国生糸商二七件、仲次商二五件、その他（機業社・蚕糸業学校）一件となっていた。設立当初は日本の直輸出商社や売込商の比率が高かつたのである。しかし、一八九八年には検査件数全体が四六三八件と三倍強に増え、その内訳は外国商一九一三件、売込商一五八二件、直輪会社八二四件、蚕糸取引所一七七件、仲次商一四四件、製糸家八件となっている。最初の二年間で売込商・直輪会社の検査件数も増加しているが、外国商の件数はそれ以上

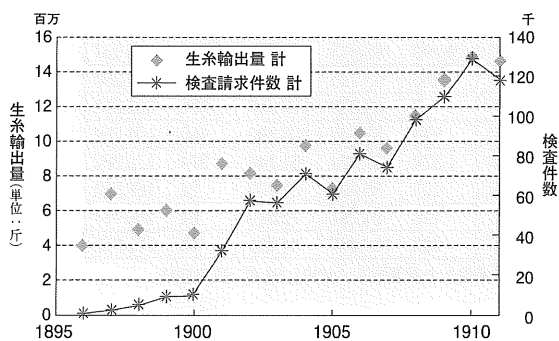


図1 生糸輸出量と検査件数の関係

に増加している。内外商含め、検査所の利用が定着していたことが窺える。

次に種類別の検査実績を示したものが表2である。一九〇〇年以前は、各検査のうち、件数がもつとも多いのが品位検査であった。しかし、一九〇〇年に内外商間協約が締結されると、そこで取引改善策とされた正量検査が増加し、件数では品位検査を上回った。しかし、一九〇八年以降、再び品位検査の件数が正量検査を上回った。内外商の協定で必要とされた正量検査にくわえて、そこで定められていない品位検査への需要も根強く存在したことを示している。検査所側も「製糸家が生糸改良の方針を確むる為め或ハ商業家が売買上品位検

表2 横浜生糸検査所の検査種別実績

	原量	正量	品位	練減	計
1896年	0	221	978	47	1,246
1897年	19	178	2,431	16	2,644
1898年	1	232	4,636	15	4,884
1899年	73	737	8,469	7	9,286
1900年	43	4,047	7,079	21	11,190
1901年	2	18,236	15,003	2	33,243
1902年	161	38,751	18,242	4	57,158
1903年	305	31,157	24,506	3	55,971
1904年	33	41,998	28,544	6	70,581
1905年	13	32,527	27,909	76	60,525
1906年	0	45,196	35,503	59	80,758
1907年	5	37,807	36,824	4	74,640
1908年	10	43,036	54,666	11	97,723
1909年	411	41,124	67,923	6	109,464
1910年	1,609	51,313	75,568	26	128,516
1911年	2,396	49,265	65,684	18	117,363
1912年	4,934	56,934	78,157	97	140,122
1913年	6,154	70,418	86,128	417	163,117
1914年	6,244	56,960	82,599	967	146,770
1915年	6,643	66,957	92,948	1,548	168,096
1916年	5,916	78,045	110,241	1,513	195,715
1917年	8,078	83,055	121,740	2,139	215,012
1918年	13,880	77,772	93,940	1,746	187,338
1919年	9,990	85,945	98,768	1,234	195,937
1920年	380	53,745	69,700	425	124,250
1921年	5	89,235	115,852	586	205,678
1922年	538	88,165	103,896	665	193,264
1923年	1,374	57,024	61,140	324	119,862
1924年	109	80,208	87,733	24	168,074
1925年	123	94,287	72,510	61	166,981
1926年	632	108,487	64,691	52	173,862

出所：『横浜生糸検査所八十年史』59, 67, 95, 223頁。

日本と中国で生糸検査所の成果がなぜ異なったのか？

定の為め或ハ機業家が其用途を定むる為め或ハ蚕絲業学校が絲質検査の為め等個々一様ならず⁽¹⁵⁾と述べている。それぞれ検査所を必要とした目的は異なったが、使用したのが主に売込商・内外の輸出商であったことから、検査所を利用する主な目的は「売買上（の）品位検定」にあったと言えよう。売込商は外国商の対抗上、直輸出業者は輸出生糸の品質検査のために検査所を活用したと考えられる。

特に一九〇〇年以降、外国商による検査申請が大幅に増加している。生糸の外国商輸出比率は、一九〇一年以降、はつきりと分らないが、おそらく徐々に低下した（一九一二年に四六％）ため、外国商の検査比率が生糸の外国商輸出比率に接近していったものと推察される。すなわち、一九〇〇年以降、内外商に関係なく検査が普及したのである。

次に、上海万国検驗所の実績を表3に示そう。一九二七年に検査件数のピークを迎えるが、その後は減少に転じている。日本と同様、上海港における輸出货量と対比できるようにしておいたが、検査件数と輸出货量の間に相関が見られない。上海港における生糸輸出货量は一九二九年まで緩やか

表3 上海万国検驗所の検査項目別実績

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年
米式織度検査	12	58						
普通織度検査	341	1,109	742	1,679	1,691	2,845	1,904	1,010
欧式再繰検査	316	1,051	452	1,557	1,431	2,057	816	373
練減検査	33	22	56	95	45	48	49	2
強伸力検査	51	92	69	296	195	415	366	87
らい節検査	42	142	103	98	66	46		
総量検査	126	421				559		
原量検査	85	302	123	752	927	2,058	3,355	3,131
正量検査	71	130	205	1,304	1,374	2,672	3,137	3,024
抱合検査	35	36				23		
その他	16	11				929		
計	1,128	3,374	1,694	5,781	5,729	11,652	9,627	7,627
生糸上海輸出(担)	30,276	25,760	26,304	42,394	43,178	44,400	59,747	66,771

出所：東亜研究所『支那蚕絲業研究』大阪屋号書店、1942年、211～212頁；上海からの生糸輸出货量は、実業部国際貿易局編『最近三十四年来中国通商口岸対外貿易統計』商務印書館、1935年より作成。

に増加したため、検査件数が生糸輸出量と並行して増減したわけではない。くわえて一九三〇年代には検査が国民政府によって義務化されたが、表4と比べ、一九二〇年代の件数は一九三〇年代の五分の一程度にとどまったのである。

さらに、一九二二年には検査件数の半数程度が外国商によって申請されたものである。たとえば一九二二年の外国商館の検査件数は五三四件、中国当業者の検査件数は五八四件であり、依頼者の内訳は外国商館が一四社、中国側が九社であった⁽¹⁶⁾。そのことは検査所の設立に際しアメリカの意向が強かった経緯が反映されており、日本のように国内主導で設立されたわけではなかったことも物語る。

上海万国検査所はアメリカの生糸検査会社によって運営されたが、その後、製糸業者・繭行ギルドに当たる江浙皖絲廠繭行総公所（以下、公所と略す）に対し、検査所側からクレームが見られる。設立後三年を経過した一九二五年、アメリカの Silk Association の Secretary であったラムゼイが中国側に送った書簡の一部を引用しよう。

「上海万国検査所の調査によると、上海から輸出される生糸のうち、検査されたのはわずかしかない。検査されるもののうち、中国人によって送られてくるのはその半分にすぎず、しかもそのほとんどが少数の会社からの申請であることが分かっている。…（中略）…そのため、上海万国検査所が営業している間、

表4 政府移管後の検査実施状況

	公量	淨量	断頭	條份	公量 條份	均勾	複糸 拉力	單糸 拉力	除膠	抱合力	雜項
1930年4月～12月	33,954	9,486	207	264	40	835	8	8	26	0	110
1931年1月～12月	45,745	0	537	625	43	717	28	46	44	1	63
1932年1月～12月	27,844	0	553	931	2	845	0	30	27	88	15
1933年1月～12月	35,895	0	2,569	2,730	0	2,366		77	14	118	2
1934年1月～3月	2,127	0	247	234	0	175		47	4	12	0

出所：『実業部上海商品検査局業務報告』 民国十八年一月至二十年三月、第三編、55～56頁；
『実業部上海商品検査局業務報告』 第三編、112～114頁。

中国人が生糸検査所をほとんど利用していないことは明白である。⁽¹⁷⁾」

こうした利用状況で検査所が赤字に陥るのは必然であった。検査所（アメリカ）側は公所（中国）側に、運営費の赤字を補填するよう再三要求し、検査所利用も催促した。

「（中国側から——引用者）検査所を営業し続け来年まで乗り切るための資金が得ることができれば、公所側は、資金が恒常的に得られるように検査所施設を利用する明確な計画を立案すべきである。⁽¹⁸⁾」

これは一九二六年の書簡であるが、同内容の書簡が一九二七—二九年にも見出される。生糸検査は予期されたほど利用されていなかったと言える。一九二五年のデータであるが、上海万国検査所の維持費が二七、〇〇〇メキシコドルであったのに対し、中国側は検査費として四七四メキシコドルしか払っておらず、残りの二六、五二六ドルはすべてアメリカ側が負担していた。⁽¹⁹⁾こうした状況では、アメリカ側が検査の催促、経費の追加支払要求を行うのは当然であろう。一九二〇年代は確かに生糸検査が始まった時期と評価できるが、日本より検査が自発的、かつ広く普及したとは言いがたい。⁽²⁰⁾

一九二九年に中華民国政府自ら輸出品検査に乗り出し、この検査所を政府に移管しようとした。次の書簡によると、その動きにアメリカ側も歓迎の姿勢をとった。⁽²¹⁾

「その（公所から検査所宛の七月五日付書簡の——引用者）中に書かれていた、生糸検査局を設立し合衆国検査会社の上海万国検査所をその局に移管することに、貴公所会員が賛同していることに関心を持っております。我々は、中国新政府が産業の発展に高い関心を示し、あなたの手紙が示すように業界人の信頼と協力を喚起していることを知りうれしく思います。⁽²²⁾」

しかし、依然として検査への消極的態度は、検査が政府に移管された一九二九年以降の統計からも読み取れ

る。その推移を示したのが表4である。二九年以降、例外はあったものの、公量検査（日本では「正量検査」に対応する）が事実上義務化されたため、公量検査の件数が最も多かった。それに対し、それ以外の検査項目はほとんど行われなかった。日本では内外商間協約で定められていない品位検査も並行して増加したことと比べると、中国では、義務化されたために公量検査の件数が増加しただけであったと消極的に評価することもでき、その評価のほうが妥当であろう。輸出生糸の強制検査は、輸出商館に非難されたため、結果的に検査料・運搬費などを検驗局に払えば無検査輸出を認めるとの例外措置が設けられ、公量取引を望まなければ「輸出生糸の強制検査は有名無実」になりつつあったと言う⁽²³⁾。公的検査が業界全体として自発的に必要とされなければ、抜け穴を見つけ「有名無実」化するの自然のなりゆきであったと言えるかもしれない。生糸検査に限ったものではないが、以下の国民政府側の認識もこの点を補強している。

「我が国（中国——引用者）の商人の知識は浅薄であり、検査の主旨が今まではつきり理解されておらず、徴税の施設とみなされるか、無用の長物とみなされるか、いずれかである⁽²⁴⁾。」

四 当時の有識者が指摘した検査所利用の要因

日本では利用が比較的早く広がった（もしくは利用の必要性が強く認識された）のに対し、中国では利用の普及が遅々たるものであったのはなぜであろうか。この節では、当時の有識者、観察者が挙げた要因について見ておこう。

第一に、当時上海駐在商務官であった横竹平太郎の分析がある。上海万国検驗所が利用されない理由とし

て、まず「縦令同検査票ヲ附スルモ米国買手ニ於テ無条件取引ヲ肯ゼザルベシ何トナレバ単ニ生絲ニ対シ一部ノ機械的検査ヲナスノミニテハ其絲ノ買付当時ノ予想ノ格ニ合格スルヤ否ヤヲ決シ兼ヌル場合多」かったと言
い、上海の輸出商は「既ニ現検査所備付ノ機械ニ劣ラザル相当完備セル設備ト多年ノ経験ヲ有スル検査人ヲ有
スル為更ニ右検査料金ヲ支払フ事ハ到底其負担ニ堪」えられないことが利用の伸びない原因であると診断して
いる。⁽²⁵⁾さらに横浜との比較を行い、①横浜では売込問屋や輸出商が参考のために検査を受けること、②横浜で
は、自ら機械検査場を持たない会社が生糸検査を依頼すること、③アメリカの買い手が生糸検査所の検査票の送付
を要求してくること、④横浜と上海の生糸輸出量は十対一であること、⑤横浜に存在する売込問屋が上海には
存在しないことを挙げている。④以外の要因はすべて両国の取引慣行の違いにあったとまとめられよう。

次に、上海で検査所が活用されない理由を論じた英文の新聞記事を取り上げたい。⁽²⁶⁾そこでは、①検査手数料
が過度の重荷であること、②検査所の検査が輸出商や顧客にとって品質保証にならないこと（輸出業者は最良
の近代的検査設備を設けており、彼らの検査官には生糸一般、特に上海の生糸について長年の経験がある）、
③検査証は、品質に関する限り、權威がないことなどを挙げている。②と③は先述した横竹の診断と一致して
いる。

同記事は、検査所設立を提唱したチエネリーの上海市場観も批判している。その根拠は、上海の取引慣行が
彼の言う「中世の慣行 (Middle Age Practices)」⁽²⁷⁾な⁽²⁸⁾ではなく製糸業者と買い手との関係は最も正確で良好・
ビジネスライクであり、私的検査も良好であるため、上海の生糸への不満が少ない点にあった。上海における
取引慣行が根強く続いたことは、アメリカ側の主張からも裏づけられる。ニューヨーク生糸検査所支配人であ
ったダウティ (Douty) は、中国側を説得するため覚書を書いているが、そこにも「検査証受取を拒否する

輸出業者の反対のため、多くの製糸業者は生糸を検査してもらうことを躊躇っている⁽²⁷⁾とある。検査所は、上海からの輸出を伸ばしたいアメリカ側が主導権を握る反面、欧州、特に英仏の商社にとっては既存の仕組みを活用する方が得策であったことが示唆される。当初、上海市場では、生糸をめぐってアメリカとリヨンの競争が激しかったことも、その一因であった⁽²⁸⁾。チェニーに批判的であったのはイギリス・フランス商館であったことは、横竹報告でも言及されている。

「白人輸出業者が案外ニモ余リ利用セサルヲ見テ其態度ヲ批難セル為、当地ニ於ケル英仏人等白人輸出商ハ却テチニー氏ノ態度ハ公平ヲ失スルモノトナシ…」⁽²⁹⁾

検査所が国に移管された後も同様の批判が出たことは、日本の領事報告にも紹介されている。この報告では、「外商側の輿論」として①検査手数料が高価で検査証がなければ輸出できないこと、②外国の輸入商はその検査証を不可欠な条件にはしていないこと、③輸出商が厳格な検査を行っており「屋上屋を架」していること、④輸出商が政府のおざなり検査に依存すると外人輸出業者に負担を転嫁することになりかねないこと、⑤検査費は輸出税と同じ効果が有り輸出を阻害すること、⑥外人輸出業者の負担が大であること、⑦国民政府の収入増加という疑念を払拭できないことを挙げている⁽³⁰⁾。検査費が収入増加を図っており外国商の取引を阻害しようとしているとの非難は明治期の日本でも散見されるが、その疑念を一九三〇年代まで払拭できなかったことは、日本と対照的であったといえる。

五 生糸検査所と他の諸制度との補完性と競合性

本節では、当時の指摘を踏まえて、生糸検査所を取り巻く諸制度との関係性から、生糸検査所の位置づけの違いを検討しよう。この分析は、検査所がそれを取り巻く慣行や制度、経済主体の意識や観念と適格的であったか否かという問題と関連している。

1 商標取引と格付制度

まず、商標取引と格付制度を取り上げる。冒頭に述べたように、生糸検査所は情報の非対称性を緩和・解決する counterinstitution の役割を担っていた。その点では、格付や商標なども、違いはあるが、類似の機能を持っている。まず、以下の記述を見ておこう。

「公平なる見地に立ちて沈思黙考せば理想的有終の美を挙ぐるには売者即ち製絲業者が自ら其製品に対し確乎たる保証を付して買方をして其言に信頼せしめざるべからず、昨今喧しき生絲格付問題の如き、生絲原標私標問題の如き、一言にして尽くせば製造業者が未だ自己製品に対する保証責任の完備せざるが為なりとも謂ひ得べし、製造業者にして自ら製したる品に向つて其品質を保証する程の改善されたる域に進まば生絲の検査は買方に於て無用の手数を過ぎざるのみ、一片の商標が其品の内容実質を表現して海外に横行闊歩するに至らば是れ誠に有終の美を挙げ得たるものなり。」^①

傍線部には、情報の非対称性を緩和する手段として、商標と検査・格付の間に代替関係があったことを示している。日本では、輸出商が製糸業者の原票 (Original chop) から輸出業者の私票 (Private chop) へと貼り

かえる「改票」が行われたことは有名である。原票が貼付されていると、格は同じだが商標は異なる生糸を大量に輸出するのは難くなるため、輸出される生糸の多くで改票が行われたのである。⁽³²⁾一九二〇年前後になつても、上海の検査所設立に奔走した米國蚕業視察団が、日本の生糸取引の問題点として、原票と私票の問題を取り上げ、輸入業者側としては製糸業者の原票を貫徹させることを要請した。⁽³³⁾「製糸家によりて貼附せられし原商標のまゝ、販売せらるゝものは大製糸家の一部のものに限られ、多くは輸出商の一定格附によりて分類せられ、原商標に代ふるに私標を以てせらるゝ、」⁽³⁴⁾とあり、「改票」も行われたくさんありすぎた商標に代わつて、格付も一定の役割を担つたとある。日本では小工場から大工場まで生産者が多様であり、かつ原票を主とする取引が難しい状況では、検査や格付がそれを補完する役割を担っており、また担うべきであるとする觀念が強まつていたのである。

そして、公的検査は客観的な品質基準を明らかにできるのに対し、「生糸の格は消費者の機屋が消費して見て始て其格が決定すべきもの」と述べている。⁽³⁵⁾格付も検査も商標も不十分なシグナルであり、それぞれに一長一短があった。その後、アメリカではいち早く検査と格付とを科学的に一致させようとする手法の開発が進められ、日本もその動きに呼応し、結果的には、日米共通の格付制度が整備されることになった。日本側が、商標を海外市場まで貫徹させるとともに、商標以外の客観的基準を、検査を通じて構築しようとしたことは、意味ある試みと評価することができる。

次に、上海の生糸検査所設立前後の一九一〇―二〇年代の記述を見ておこう。

「器械生糸の格付としては判然したる区別なしと雖も各外國商館は年來の成績に依りて各製絲場製品の商標に對する比較直段を大略承知し居るを以て某製絲の何商標は某製絲場の何商標よりも五拾円落或は五拾円高な

ることを考查し外国より注文し来れる指値に応じて商談を行ふものとす。⁽³⁶⁾」

「上海の器械絲は優等品は勿論普通品に至つても大抵原標によつて取引されて居る。：（中略）：上海市場の商標は工場よりも寧ろ其の経営者に帰属して居ると言ふべきである。而かも商標の数はそう沢山にはないから生絲取引に於て格付の必要を見ない。勿論各商館は取扱の便宜上商標を或はABC順に分け或は番号順に夫々格付表を設けて居るが、市場に共通する格付がない。：（中略）：横浜では毎日大体生絲の格による標準相場が決まつてから、各館に振売される状況であるが、上海市場の取引は商標による相対取引にして、而かもその大部分は先物売買の所謂値極約定である。」⁽³⁷⁾

上海の生糸取引は、格付も使われたが、商標（しかも工場原票）を主としていたことが窺える。その背景として、日本とちがい、上海の工場は一〇〇〇五〇〇釜程度の規模の比較的大きなものがほとんどであり、さらに「小片ニテ製シタル商標ヲ苞直シテ使用者ガ解キホゴス時ニ至リ初メテ商標ト糸品ノ名実如何ヲ自得⁽³⁸⁾」することができるといふ改票防止策も功を奏していた。日本でも大工場を中心に商標は重視されたため、⁽¹⁰⁾ただちに日本との違いを示すものではないが、上海では商標が特に重要であつた。格付は商館ごとに異なり、商館どうしが協議して決めるものではなかつた。商館ごとの格は細分化され複雑であつた。⁽⁴⁾一九二四年に外国商館間で共通した格付基準を構築しようとする動きがあつたものの、結局、各商標をそれぞれの格付に割り振るだけで、商標は依然として重要であり続けた。横浜では多様な規模の生産者が均質な生糸を生産していたため、検査も格付も品質情報を効率的に提供するシグナルとなりえたが、上海では、少数の同規模工場が生糸を生産したため、商標がもっとも重要なシグナルとなつていたのである。

しかし、上海でも商標は万全ではなかつた。たとえば品質保持に留意したといえ、商標は売買されていた。⁽¹²⁾

にもかかわらず、商標を使った取引の方が信頼でき、情報の非対称性を解決する機能は、日本以上に商標に集中していた。逆に、日本では商標の貫徹が難しかった状況から、公的検査、それを通じた共通の格付へと結実した。日本では、検査・格付・商標と多様性があり、状況に応じて利用が可能であったのに対し、中国では、その三つのうち、特に商標が重要になっていたと考えられる。商標は、各企業・各商人の評判を表しているため、業界内の協調を必要とする検査や共通の格付とちがひ、それを必要としない個別的な品質情報であったと位置づけることができる。

2 個別検査と公的検査

次に検査所の成否を決定した一因が、前節とも関連する個別検査の慣行である。まず、中国に関する記述を以下に見ておこう。

「このような貿易システム（上海における外国商と製糸工場との取引——引用者）は完全に相互信頼に基づいており、常に十分に機能してきた。⁽⁴³⁾」

「コムプラドル」の「デパートメント」を支那商は絲樓と称してゐる、ここには生絲の検査秤量に関する一切の器具を備へ貨物の引渡し秤量検査等悉く此処で行ふのである。而して更に進んで生絲品質の鑑定評価等は外国商館に専門の使用人があつて之れに当り買入の方針及其の大綱は勿論外国商館主が任じて居り、「コムプラドル」は其の方針に依りて荷物の買出に従事するもので取引高によつて口銭を受くるのである。…（中略）従来各自商館内に検査器械を据付け自ら検査を行ひ以て欧米需要者の信頼を得自己の責任を以て売込みつつありし状態であるから此の検査所（上海万国検査所——引用者）を利用する程度は自ら薄い。⁽⁴⁴⁾」

中国で検査所が普及しなかった一因として、「相互信頼」に基づく個別的売込・検査の慣行が根強く存在したことが挙げられる。上海における取引は、買弁による仲介・検査を通じて、個別的関係の中で行われており、その個別的取引は取引を「客観化」する検査所という制度と相容れないこともあった。

日本では、先述のように、外国商による個別検査を問題視するようになった。外国商に有利な取引を是正するために直輸出論が叫ばれ、最終的に生糸検査所による公的検査、外国商との取引ルールを決める内外商間協約が実現していった。また、個別検査が忌避されたことは、公正な取引所の設立にも向かった。取引所では、情報を取引相手だけではなく他の取引相手とも共有される必要があり、生糸の品質情報を「客観化」する仕組みが不可欠である。さもないければ市場が円滑に機能しないからであると考えられる。

それに対し、上海には定期取引所がなく、「先物売買は定期取引所のなき上海市場に於ては比較的手堅き方法」であつた。⁽⁴⁶⁾取引所設立の試みがなかったために、相対の売買が主であり、市場で共有されるべき客観的品質基準もそれほど必要ではなかった。公的検査所、共通の格付、公開の市場との間には、いわば「制度的補完性」があり、横浜ではその三つが補完しあいながら拡大したのに対し、上海ではこの三つの制度が存在しないか、弱く、それらが不十分であること自体が補完しあっていたと言うことができる。

3 外国人輸出商との関係

日本では、生糸検査所が設立される際、特に内国商と外国商との対抗関係が強調された。それに対し、中国では外国商との対抗関係は副次的であつた。その理由として、中国の生糸輸出はすべて外国商によって担われたためである。⁽⁴⁷⁾そして、外国商と結ぶ買弁が検査権の一部を掌握し、買弁自ら生糸を買い付ける絲号や製糸工

場を兼営する事態も起きた。⁽⁴⁸⁾ 日本と異なり、上海では、生糸検査所をめぐって、内国商・国内製糸工場対外国商という対立の図式ではなく、主に欧州商人対アメリカ商人という利害対立の図式であったことは先述した。

連合生糸荷預所事件では、外国商に有利な取引慣行（それから生じる外商と製糸業者・売込商との間の不信）と「粗製濫造」とが結びつき、外国商に有利な取引慣行の是正・撤廃が品質改善への処方箋とみなされた。産地全体で品質を改善しようとし、外国商による私的検査に代わる公的検査を設立する動きも、自然の成り行きと認識されていた。

上海では、検査所や取引所を利用しない生糸取引であり、輸出商、そして彼らに付随する買弁が検査権を持っていた。そのため、日本と同様、外国商に検査権を握られた取引は、国内の製糸業者や売込商に不利な立場に陥らせる危険があったし、実際にそう認識されてもいた。しかし、事態は逆であったようである。「売買者間売人（支那人）ニ権利アルハ我市場（日本のこと——引用者）ト情態ヲ異ニシテ量目、商標、荷造ノ如キモ売人ノ自便ニ従ハザルベカラズ」という状況であった。ある分析によると、①生糸入荷高に比し商館が過多なこと、②取引所がないために転売が困難なこと、③横浜市場では大量生産のために思惑取引が行われるが上海では口銭取の業務が中心で思惑買をするには不充分であることが、外国商側をむしろ不利にしたと言⁽⁴⁹⁾う。すなわち、外国商を有利にする要因と不利にする要因が相殺しあっていたことになる。そのような不都合が認識されなければ、商社が生糸直輸出で外国商に対抗しようとする動きも弱かったことは当然であったかもしれない。

4 政府に対する期待

最後に、政府との関係を取り上げる。上海では、検査の政府への移管に対して次のような懸念が表明されていた。

「羊毛、生糸等ノ検査ニ関シテモ支那側力不完成ナル組織並設備ヲ以テ単ニ一種ノ料金收入主義ニ流レ或ハ其為敏勝^{マツ}ナル商取引ヲ阻害セラルルガ如キ結果ヲ誘発センコトモ懸念セラレ列国側トシテハ反対ノ態度ヲ執リ遂ニ実現ヲ見ルニ至ラザリキ」⁽⁵¹⁾

「従来諸種ノ実例ニ徴スルモ兎角其目的ハ没却セラレ不規則ノ手数料誅求其他ノ弊害百出ニ流レ易キ恐アリ」⁽⁵²⁾
以上の傍線部からは、検査手数料徴収が検査費補填のためではなく、収入を稼ぐためとの懸念が持たれたことが分かる。万国検査所時代にも検査手数料が徴収され、それが高負担であると評価されていた。⁽⁵³⁾これは、日本で検査手数料を無料にしたのと対照的である。日本の手数料は当初無料であり、一九〇六年の検査所拡張の際にその費用に充てるため、手数料を徴収しようとしたものの、それは業界の反対から廃案になった。⁽⁵⁴⁾手数料を徴収したのは、検査が法的に強制された一九二七年以降である。応益説に立てば適切な手数料徴収は合理的ではあるが、政府が中立的検査機関として信頼されない状況下で手数料を約三〇年間無料にしたことは、政府は検査所の設立・普及に強くコミットし、生糸輸出を拡大させる決意を示したと評価できよう。中国では一九三〇年代に本格的な産業育成に着手するが、それまでの経緯からみて、検査所の設立・普及に強くコミットしていないとの疑念をもたれたことは自然なことであつたろう。

むすびにかえて

日本では、生糸検査所が、内から、提起され、ある程度成功したことにより、他の輸出品にも検査が普及していった。中国でも、日本をモデルとして導入を試みたが、その後まもなく日中戦争に突入してしまった。さらに、日本ほど検査が普及した事例は少なく、⁽⁵⁶⁾ 公的検査は外国商や政府によって、外から、もしくは、上から導入されたと言えよう。

中国では、検査所について業界と検査所・政府の間で問題意識が共有されにくかったことが窺われる。検査所を提唱したアメリカ側と国内業者側との関係も同様である。主として商標による取引にのみ依存したため、公的検査やそれにもとづく共通の格付はあまり重要とはみなされなかった。ここでは、検査所が期待以上には機能せず、相対的に商標の方が有利であった（商標にしか依存することができなかった）。検査という公共財が十全に機能するには、業界内や政府と業界間の信頼関係が不可欠であるが、政府が収入を稼ごうとしているとの疑念を払拭できなかったし、業界全体で中国産生糸の「信誉（声価）」を維持・向上させようとする意識がどこまで貫徹できたか、も疑わしかった。むしろ商標に代表されるような個別的解決策が重視され、検査所の利用も遅々として進まなかった。先行研究では、養蚕農家・商人・製糸業者が各段階で蚕種・繭・生糸の品質向上といった課題に長期的にコミットする姿勢が弱かったことが指摘されている。⁽⁵⁶⁾ 生糸検査所に国や産地全体として輸出生糸の品質を向上させ均質化するという目標があったとすると、その目標へのコミットメントのあり方に、検査所の必要性が強く認識された日本とその必要性が内部からは強く認識されなかった中国との違いがあったと考えられる。

公的検査を通じて取引条件を改善し品質の向上を図る仕組が成功するか否かは、冒頭に述べたように、生糸特有の条件の違いと国別の条件の違いという二つの軸から考える必要がある。前者については、検査所の成否は、多様な規模の生産者がアメリカ向けに均質な生糸を輸出した横浜と、中規模以上の生産者が欧米向けに多様な生糸を輸出した上海という違いに根ざしている。ただし、もう一つの主要産地である広東では、アメリカ市場向けの比率が高まり、信州産と競合しつつあったが、本格的な検査所設立は、日本はおろか、上海よりも遅れることになった。このように生糸の属性や販路の異同にくわえ、国ごとの違いに根ざす部分もあったことは否めない。たとえば買弁の有無や政府のコミットメントのあり方、外国商に対する意識、国や地域の「声価」を重視する姿勢（reputationの範囲が国・地域か、それとも企業か）も検査所の成否を決定する要因に加えられよう。生糸以外でも、植民地期台湾で総督府が導入した茶の取引所が、茶商の慣行のために円滑に機能しなかった事例が指摘されている。そこでは、公的な検査所・取引所を通じた客観的基準に基づく取引と、私的に取引を規律づける個別的な相対取引との間に対極的な相違があったことが示唆される。公的検査所が、肉生的に導入される要因の分析は、途半ばであるが、以上の違いが、検査所の必要性に対する認識の違いをもたらした要因と考えられる。

補足——この論文は、二〇〇八―二〇一一年度科学研究費補助金（若手研究B）の成果の一部である。最後に挙げた二枚の写真は横浜と上海の生糸検査所跡地の現在の風景である。横浜の跡地（写真1）は第二合同庁舎になったが、蚕をモチーフにしたシンボルとともに外壁は保存され、近くにはかつて検査所の倉庫（旧帝国蚕糸の倉庫）も一棟残されている（二棟は取り壊されたが）。他方、かつての上海の万国検査所と同じ住所に行

くと、そこは残念ながら取り壊され、高級ホテルが建設中であつた（写真2、二〇〇九年九月現在）。もともと倉庫の一角を利用した検査所であつたようで、上海に保存されている多くの伝統的建築とちがつて保存する価値がないとみなされたのであろう。このコントラストに両国の検査所に対する意識の違いが反映されていないであらうか。

日本と中国で生糸検査所の成果がなぜ異なったのか？



写真1 横浜の旧生糸検査所

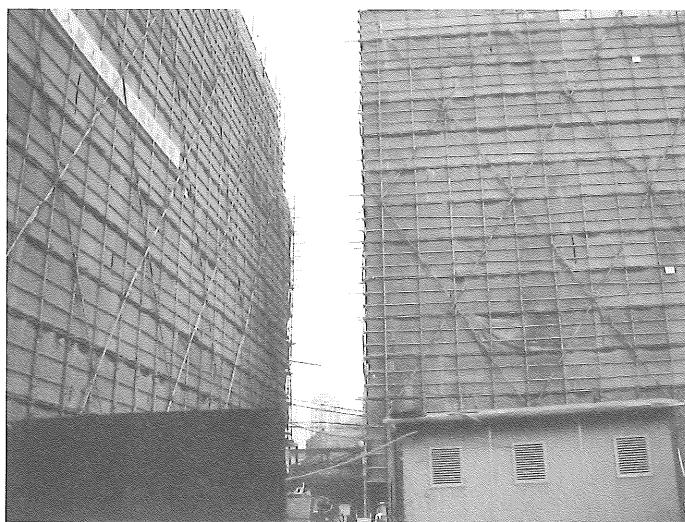


写真2 上海の生糸検査所の跡地（旧香港路十号）

注

- (1) 貿易にまつわる検査には大きく分けて二種類ある。一つは輸入品に対する検査であり、もう一つは輸出品に対する検査である。前者は公衆衛生などが目的であるが、後者の目的は輸出振興・取引の円滑化・当該国製品の声価向上などである。本稿では後者の輸出品検査に限定する。
- (2) 竹内淳一郎「日本の軽工業と輸出検査制度」『産業学会研究年報』第一六号、二〇〇〇年版、二〇〇一年所収。
- (3) Li, Lillian M. *China's Silk Trade: Traditional Industry in the Modern World, 1842-1937*. Harvard University Press, 1981. p.195.
- (4) North, Douglass C. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge University Press, 1990. Chapter II. 以下では、ラテンアメリカと北米で同じイギリス起源の法律が導入されたものの、北米では経済発展を促進したのに対して、ラテンアメリカ諸国では非公式的制約のために十全に機能しなかった点を指摘している。本稿の取り上げる生糸検査所と同じような関係にある。
- (5) Akerlof, G. "The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism", in *Quarterly Journal of Economics*, Vol.84 No.3, 1970.
- (6) 生糸改会社『生糸改会社規則』一八七三年。「声価」意識については、拙稿「声価」概念と工業組合・輸出商——「声価」からみた戦間期の中間組織と中小企業政策」(猪木武徳編著『戦間期日本の社会集団とネットワーク デモクラシーと中間団体』NTT出版、二〇〇八年所収)。
- (7) 志村茂治『生糸市場論』東京明文堂書店、一九三三年、六七～六八頁。「外商は、売買手合をして現物生糸を自己の倉庫に引込みたる後、真実の買入に至る前に於て検査、拝見、看貫等、内容検査をなす商習慣が何時の頃から粗製濫造に対する対抗策として外商の間に実行されてゐた。其後彼等はこれを悪用し、都合により故意に内容検査を遅延せしめ、その間消費地の商況を窺ひ、若し商況不味の場合は、検査に事を構へてベケ、又は値押しをなし…」

- (8) この事件については、谷山英祐「明治初期横浜居留地の生糸取引における制度とその形成過程——『連合生糸荷預所事件』の経済的意義」(『社会経済史学』第七四卷第二号、二〇〇八年) 参照。
- (9) 橋本実也『開港と生絲貿易』下巻、刀江書店、一九三九年、六二四―六二五頁。
- (10) ベルソー著、今西直次郎訳『生糸検査要論』東京、一八九三年、自序三―六頁。
- (11) 農商務省生糸検査所『生絲検査所業務一班』同所、一九〇八年、五頁。
- (12) 「米国絹糸業者視察団ノ上海ニ於ケル動靜」(外務省外交史料館所藏『養蚕製糸関係雜件 米国絹糸視察団日支訪問ノ件 附上海国際生糸検査所開設ノ件』35121811)
- (13) 相関係数を求める際に使用したデータは、商館別の買入高については原商店『横浜生絲貿易概況』各年版、商館別の検査量は生糸検査所『横浜神戸生絲検査所生絲検査成績半月報』、農商務省生糸検査所『生絲検査成績報告』各年版。商館の番号との突合せは、橋本実也、前掲書、中巻、第四章第三節を利用した。ただし、突合せができず、取引が少ない商館があったが、それは残念ながら無視した。
- (14) 正量検査(中国では「公量検査」に対応する)と品位検査を説明しよう。正量検査とは、湿度を一定にしたときの重量を測る検査のことである。生糸は湿気を含みやすいため、取引に不可欠な重量をいかに測るかは長年の課題であり、中立的な測定法が考案された。品位検査とは、生糸の属性(類節や織度、切断など)を科学的に測定し、そこから品質を区分するものであり、日本では、アメリカとの協議を経て一九三〇年代に日米共通の格付制度に結実した。しかし、品位検査の中で、時代ごとに重要度が異なり、一九二〇年代に、米国市場の需要変化を背景に、「セリプレーン革命」と呼べる変化があったと言われる。清川雪彦『近代製糸技術とアジア——技術導入の比較経済史』名古屋大学出版会、二〇〇八年、第6章参照。
- (15) 生糸検査所『横浜神戸生糸検査成績半年報』第五回、一八九八年、一頁。
- (16) 蚕糸業同業組合中央会編『支那蚕絲業大観』岡田日栄堂、一九二九年、五三七頁。

- (17) "From Ramsey Peugnet, Secretary of the Silk Association of America, to Mr. Shen Lim Fong, Chairman of the Steam Silk Filatures & Cocoon Merchants Guild", June 1, 1925 (上海市檔案館所藏S37-2-88)
- (18) "From R. E. Buchanan, Manager of the Shanghai International Testing House, to Mr. Wang, Chairman of the Steam Silk Filatures & Cocoon Merchants Guild", September 2, 1926 (上海市檔案館所藏S37-2-88)
- (19) "From C. J. Huber, to Mr. Shen Lien Fong, Steam Silk Filatures & Cocoon Merchants Guild", May 31, 1925 (上海市檔案館所藏S37-1-290)
- (20) 東亜研究所『支那蚕絲業研究』大阪屋号書店、一九四三年、二一三～二一五頁は、上海万国生絲檢驗所支配人ブキヤナンによる一九二九年の講演内容を紹介している。そこには、八年かかったが検査所は特に近々二年間は生糸輸出拡大に寄与したことを強調している。
- (21) 同上書、二一五頁には「上海檢驗所当事者等が熱意を單めた希望も空しく（政府に売り渡された——引用者）」と書かれているが、引用した書簡を見る限り、「希望も空しく」というより、もともと失望しており売却を是としていたと言えよう。
- (22) "From Ramsey Peugnet, Secretary of the Silk Association of America, Inc. to Mr. C. C. Wang, Steam Silk Filatures & Cocoon Merchants Guild", August 2, 1929 (上海市檔案館所藏S37-1-292)
- (23) 東亜研究所、前掲書、二二六頁。
- (24) 実業部漢口商品檢驗局『実業部漢口商品檢驗局檢驗年刊』第二期目錄、一九三三年一〇月、「公牘」の五頁。
- (25) 上海駐在商務官横竹平太郎「閑散ナル上海生糸検査所二閑スル件」(外務省外交史料館所藏『養蚕製糸関係雜件 米国絹業視察団日支訪問ノ件、附上海國際生糸検査所開設ノ件』3-5-2-218-1)。
- (26) "Silk Testing House Here Rapped by New York Firm for 'Undiplomatic Ways': Villa Bros. Contends that Local Silk Testing Co. has Harmful Policy in Letter to Silk Association of America" (上海市檔案館所藏S37-1-288)

- (27) Dowry, "Memorandum on the Shanghai International Testing House, prepared for Shem Lim Fong, Chairman, Silk Filature and Cocoon Merchants Guild of Chekiang, Kiangso and Anwei Provinces" October 1922? (上海市档案馆所蔵S 37-2-38)
- (28) "Silk Mission from the U. S. Due Tomorrow on "Cleveland"" (外務省外交史料館所蔵『蚕糸製糸関係雑件 米国絹業視察団日支訪問ノ件、附上海国際生糸検査所開設ノ件』3-5-2-218-1)。
- (29) 横竹平太郎「閑散ナル上海生糸検査所ニ関スル件」(外務省外交史料館所蔵『蚕糸製糸関係雑件 米国絹業視察団日支訪問ノ件、附上海国際生糸検査所開設ノ件』3-5-2-218-1)。
- (30) 「国民政府工商部輸出商品検査」(『海外経済事情』第二年第三号、一九二九年八月二六日)、二頁。
- (31) 藤本実也『最新生糸検査法詳説』明文堂、一九二八年、三頁。
- (32) 細川幸重『生絲の格と取引 附製絲業』明文堂、一九二七年、八二―八三頁。
- (33) "A Preliminary Digest of Observations by American Silk Mission." (外務省外交史料館所蔵『蚕糸製糸関係雑件 米国絹業視察団日支訪問ノ件、附上海国際生糸検査所開設ノ件』3-5-2-218-1)。
- (34) 早川直瀬『生糸と其貿易』同文館、一九二二年、三八六頁。
- (35) 細川幸重、前掲書、六―一一頁。
- (36) 農商務省生糸検査所「清国蚕絲業一班」同所、一九一一年、一四九頁。
- (37) 蚕糸業同業組合中央会編、前掲書、四三二頁。
- (38) 同上書、一〇七四―一〇七九頁所収の一九二八年のデータ。
- (39) 橋本重兵衛『蚕絲貿易改良私議』一八九二年(?)、八四頁。
- (40) 中林真幸「大規模製糸工場の成立とアメリカ市場―合資岡谷製糸工場における経営発展と商標の成立」(『社会経済史学』第六六卷第六号、二〇〇一年所収)。

(41) 東亜研究所、前掲書、三二〇、三二五～三二七頁。

(42) 農商務省生糸検査所、前掲『清国蚕絲業一斑』、一四八～一四九頁。「自己の商標を付して出荷するも引続き売行き宜しからざる場合或は其の商標新らしく未だ広く世間に知られずして売込上不利不便多きを覚へたる場合は商標古くして評判宜しく且つ売行良好なる他の製絲場の商標を買受けることあり…(中略)…商標を買入れたる製絲場の經理人は生絲鑑定人を其の買受けたる製絲場に派遣して自己製品の品質に劣らざる様注意して其の商標の信用を保つ事に努め且つ撰蘭、縹糸其の他荷造等に対し悉く注意を与へて後其の商標を添付せしむるなり。」広東では徐々に統一されたものの、やはり生糸の格付はもともと市場に共通したものではなく、商館ごとに格付表を持っていたと言う。

(43) Lieu, D. K., *The Silk Industry of China*, Kelly and Walsh, 1940, p. 145.

(44) 東亜研究所、前掲書、一八五～一八六、二一〇頁。

(45) 広東と横浜の生糸取引を比較した内田金生「輸出産品の競争力と組織間関係——戦前期における対米生糸輸出の日中比較分析」(松本貴典編『戦前期日本の貿易と組織間関係——情報・調整・協調』新評論、一九九九年)によると、広東では商館と製糸工場との取引関係がそれぞれ一対一になっていたが、短期的な取引に終始したと言う。その一因として中国特有の買弁制度にも言及している。

(46) 蚕絲業同業組合中央会編、前掲書、四四二、四四八頁。

(47) 農商務省生糸検査所、前掲『支那蚕絲業一斑』、一五四～一五六、二四〇～二四一頁。その後も変化がなかったことは、東亜研究所、前掲書、一九二～一九四、二〇二～二〇三頁。

(48) 蚕絲業同業組合中央会編、前掲書、三二四～三二九、四三一頁。

(49) 橋本重兵衛、前掲書、九一頁。

(50) 蚕絲業同業組合中央会編、前掲書、四四九頁。

(51) 上海駐在商務参事官横竹平太郎——田中義一外務大臣「支那政府ノ輸出品検査所設置ニ関スル件」(昭和四年五月三日、

- 外務省外交史料館所蔵『外国ニ於ケル貿易品検査施行関係雑件』E-3-0-0-2-1)。
- (52) 在漢口総領事桑島主計―田中義一外務大臣「輸出商品検査局設立ニ関シ交渉員ニ対スル領事団ノ希望申込ニ関スル件」昭和四年五月二七日、外務省外交史料館所蔵『外国ニ於ケル貿易品検査施行関係雑件』E-3-0-0-2-1)。
- (53) 東亜研究所、前掲書、二一〇～二二一頁。
- (54) 農林省横浜生糸検査所編『横浜生糸検査所六十年史』同所、一九五九年、八三頁。
- (55) 業界内から検査制度の必要性が叫ばれた事例は、管見の限り、腸衣において同業公会側から検査を提唱した事例しか見出せない(金子肇「一九三〇年代の中国における同業団体と同業規制―上海の工商同業公会を素材として」『社会経済史学』第六三巻第一号、一九九七年所収、九五頁)。実業部上海商品検査局「実業部上海商品検査局業務報告 民国十八年一月至二十年三月」第三篇一頁も参照。
- (56) Bell, Linda. S. *One Industry, Two Chinas: Silk Filatures and Peasant-Family Production in Wuxi County, 1865-1937*. Stanford University Press, 1999. pp.106～108.
- (57) Koo, Huiwen and Peiyu Lo. "Sorting: The Function of Tea Middlemen in Taiwan during the Japanese Colonial Era". (in *Journal of Institutional and Theoretical Economics*. Vol.160, 2004).